

## 【日本弁護士連合会臨時総会 第4案】

### 法曹人口と法曹養成に関する日弁連決議の修正案 (第4案)

#### 一 国民に役立つ法律関連士業の一元化30年計画一

法曹人口増員と抑制の意見の対立を解消する「第3の道」を提示します！

「改革審の提言」を発展させ法の支配の拡充に向けて「国民のための法科大学院制度改革」を進めよう！

#### 決議 執行部提出議案(第1号議案)と召集請求者議案(第2号議案)の原議案の修正案

1. (原議案第1項の修正) 法科大学院において隣接士業(税理士、弁理士、司法書士、社会保険労務士、行政書士)の分野の教育を強化し、各専門法令について、司法試験の選択必修科目とし、司法試験の年間合格者の上位約1500人に法曹資格を付与し、下位約1500人に上記選択必修科目合格を条件に各隣接士業の資格(限定的訴訟代理権付)を付与し、総合格率を9割以上とする法整備をすること(暫定措置であり、30年後に隣接士業をすべて弁護士に一元化すること)。
2. (原議案第2項の修正) 法学部を改廃し、法学未修者のみの3年法科大学院の高度かつ厳格な教育を徹底させ、予備試験を廃止し、特に経済的理由のある者または行政官・研究職希望の者などには学部2年または3年からの法科大学院入学を合計約3割認めるとの法整備をすること。
3. (原議案第3項の修正) 司法修習の廃止と有給の2年研修弁護士制度などの採用により研修中の経済的負担を解消すると共に、これをもって日本型ミニ法曹一元を実現していくとの法整備をすること。

#### 理由

1. 司法改革審議会の提言を発展させ、法の支配の拡充のために、法科大学院卒業後の司法試験合格者を司法、行政、立法、研究、企業、隣接士業の分野へ進出させる法整備を行う。法曹が人権擁護と正義の実現に貢献するための司法改革は、法学部や司法修習の教育に代わり、法科大学院の高度なプロセスとしての3年間教育によるべきで、予備試験ルートを廃し、これにより法の支配の発展(形式的合法性と実質的合法性の統合)を目指す(遠藤直哉「法科大学院制度の漸進的改革」法社会学82号.2016年3月)。法の支配とはこの二面性を持ち、①法令の固定的遵守、法治主義を意味する形式的合法性の維持、②「人権、自由、福祉を重視する解釈や立法、社会や経済の変動に合わせた解釈や立法」などの実質的合法性の追求である。法の発展は絶えざる言論の斗争により可能となり、その実現により暴力や戦争を回避できるのである。この漸進的な進歩の原動力となる法的討論と法的構築をできる力こそが法曹に与えられた権能と義務であり、この訓練は困難であるが故に予備試験では不可能である。法科大学院は法の支配の伝道者の唯一の養成機関である。
2. 上位合格者1500人のうち、約7割を法曹3者に予定する。約3割を行政官、政治家、教育者、研究者の要員に予定し、国民の望む紛争予防・犯罪予防などのために、立法を含めた法システムの構築という漸進的法的形成にも貢献する。歴史上、独仏は行政国家と呼ばれ、英米でも行政的権力の拡大は著しい中で、行政や研究の分野にも法曹が指導的役割をしている。日本でも法科大学院3年のみで円滑に行政や研究に進む道を開くべきである。グリーバリゼーションの中で、学部、法科大学院、司法試験で中断することなく英語を継続して訓練すべきである。
3. 法科大学院への飛び級、9割以上合格、司法修習の廃止、弁護士事務所勤務の有給の2年研修弁護士制度(英国、カナダ)により、法曹資格取得までの教育期間を確実に短縮させ、その間の経済的負担を減少させ、また行政官や研究職に法曹資格取得後直ちに就任できるようにする。日弁連の主張する法曹一元や改革審提言の裁判官の給源の多様化は、日本型ミニ法曹一元から徐々に進める以外ないといえる。
4. 形式的合法性の維持に従事してきた約19万人の隣接士業の業務は、法の支配の発展や法の変動への対応には充分とは言えず、今後、市民や企業へのトータルサービスを向上させ、かつ国際化に対応するため、法科大学院教育を経た者を参入させる必要がある。形式的合法性の拘束を破り、

漸進的に実質的合法性を実現する作業は困難なもので、実践者には法科大学院での教育が必要であり、従前の隣接士業にはその機会が与えられていない。

5. 下位合格者 1500 人には各隣接士業分野の法令について各選択必修科目の合格を条件に資格を付与する。原則として全員が各選択科目を受験し、主位的に上位(法曹)を目指す、予備的に下位(隣接士業)を確保できることとなる。9割以上合格、受験回数1回(不合格のときのみ2回可)とする。弁護士増員しても、自動的に隣接士業に参入する状況にないし、今後も期待できない。しかし、隣接士業の分野の重要性を十分に認識させ、国民の権利主張をしやすくするために、新しい隣接士業にも法曹と同じ武器を与え、その使用方法を法科大学院で教育するならば、上位の者達も含めて参入を推奨できる。試験にて上位と下位に分けるのは単なる便宜上のことで、専門分野を早期に決めて振り分けるにすぎない。今や税務、知財、入管、労働、年金、福祉などの分野での行政訴訟の拡大化や行政手続の簡素化が重要課題であり、これらに取組む弁護士の方がむしろ社会的に重要となりつつある。
6. 新しい隣接士業には、弁護士との共同訴訟代理(20件、5年以上経験)と弁護士会研修を条件に、その分野限定の訴訟代理権を付与し、税務弁護士・知財弁護士などの名称を付与する。上記各隣接士業の資格者は各隣接士業の団体に所属するものとし、また弁護士会の(準)会員としてその監督に服するなどの法整備を行う。現在の隣接士業の一部ながら訴訟やADRの代理権限、法律相談業務権限を付与していることは改革審提言の暫定措置であり、長期固定化させることはその趣旨に合わず、弁護士法の趣旨にも反する。何よりも法律関連士業6種の領域の混在化は国民にとって分かりにくく、権利救済が不十分となったり、重複依頼のためコストが高くなっている。士業の一元化は市民と企業にとって必要であり、世界的な傾向となっており、一元化しないと乱立した分かりにくい制度とみなされ、国際競争の上でも不利となる。
7. 30年をかけて新しい隣接士業を増加させ、その分、現在の隣接士業は減少することとなる。但し、現在の各隣接士業の方の身分や資格に全く変化はない。隣接士業の分野の重要性が高まっており、この分野を新しい隣接士業をもって補強し、現在の隣接士業の団体の下で業務をするので、総体としてその地位も高まる。国民のための司法改革として30年間で円滑に法律関連士業一元化が進むのである。
8. 米国では弁護士会が主導して、隣接士業などを非弁活動として一切禁止し、刑罰や差止請求で封じ込めてきた(ULP規制-Unauthorized Practice of Law)。その結果、弁護士は市民や企業に使い易い代理人として、行政との交渉や訴訟も含めあらゆる分野で活動し、司法国家の礎となった。税務弁護士・知財弁護士・行政弁護士・労働弁護士の専門性は高く評価されている。取引円滑化のためのエスクローも弁護士の信用で維持されている。米国弁護士の世界的実績が影響して、欧州やオーストラリアの古いギルド的な法律関連職多元主義は消費者サイドからの圧力により一元化に向かいつつある。
9. 米国ロースクールでは、法学以外の履修や職業経験を持つことを条件にするが故に、社会変動に迅速に反映できる多様な弁護士を養成できた。市民や企業のニーズをくみ取れる能力が国際的に大きな成果を発揮してきた。日本でも、法学未修コースのみの3年法科大学院への発展は、法の支配の要といわなくてはならない。
10. 国民のための法科大学院改革を目指しましょう。旧態依然といわれる司法に新しい公正と正義を広めるために、そして使いづらい行政手続の透明化と簡素化を進めるために！

日本弁護士連合会平成28年3月11日臨時総会の原議案について、上記修正案を提出することに賛成します

氏名 \_\_\_\_\_ ( \_\_\_\_\_ 弁護士会 )

メールアドレス \_\_\_\_\_

事務所 \_\_\_\_\_ 電話 \_\_\_\_\_ FAX \_\_\_\_\_

事務局へFAXかメールをお願いします。電話03-3500-5330 FAX 03-3500-5331 E-mail: [endo@fair-law.jp](mailto:endo@fair-law.jp)

〒100-0013 東京都千代田区霞が関1-4-1 日土地ビル10階 フェアネス法律事務所

※○をお願いします(出席・賛成発言)

**議場で50名の賛成が必要ですので、当日必ず出席して賛成してください！**

本修正案に賛成いただくよう、ご発言をお願いします。